

第 5 章 計画の進捗体制及び進捗管理

第5章 計画の進捗体制及び進捗管理

1 推進体制

(1) 環境審議会

- パリ協定の趣旨を踏まえ、八女市環境審議会規則において八女市環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)及び八女市環境保護条例(平成4年八女市条例第21号)に基づき、八女市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、その結果を市長に答申すると定められています。
- したがって、環境基本計画の進捗状況等について年次報告を行うとともに、今後の推進に向けた有益な意見及び提言をいただくものとします。

(2) 庁内環境管理委員会

- 計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行う場として、庁内の環境管理委員会において、調整や情報交換を行いながら計画を推進していきます。

(3) 広域連携による推進

- 市域を越える広域的な取り組みを必要とする施策については、近隣自治体や県、国の関係機関等との調整や連携を図りながら推進していきます。

2 進捗の管理

- 本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を繰り返し行う、PDCAサイクルで推進し、継続的な改善を図っていきます。
- また、計画の取り組み内容や進捗状況を、本市の環境白書「八女市の環境」、ホームページ、各種イベントなどを通じて公表し、市民と事業所等への普及啓発を行います。

